第31回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 元年12月25日(水曜日) 開催場所 標 茶 町 役 場 議 場

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について
- 第 2 会期決定について
- 第 3 会務報告
- 第 4 報告第 77号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る

第15 議案第164号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

			あっせん委員の指名について	6件
第	5	報告第 78号	農用地譲渡申出に係るあっせん結果について	1件
第	6	報告第 79号	農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について	7件
第	7	議案第156号	農用地の賃貸借に係る合意解約について	3件
第	8	議案第157号	現況証明願について	2件
第	9	議案第158号	農業振興地域整備計画の変更について	3件
第1	O	議案第159号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
第1	1	議案第160号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
第1	2	議案第161号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
第1	3	議案第162号	農用地の買入協議に係る要請について	1件
第1	4	議案第163号	農用地利用集積計画の作成の要請について	12件

○出席委員(12名)

 1番
 澁谷
 洋
 君
 2番
 高松
 俊男
 君
 3番
 髙原
 文男
 君

 5番
 嶋中
 勝
 君
 6番
 甲斐やす子
 君
 7番
 森田
 享子
 君

 8番
 大泉
 義明
 君
 9番
 渡邊
 裕義
 君
 10番
 平間
 清
 君

 12番
 熊谷
 英二
 君
 13番
 津野
 斉
 君
 14番
 笛木
 眞一
 君

○遅参委員(1名)

4番 橘 澄子 君

○議事参与の制限を受けた委員(2名)



○欠席委員(3名)

11番 類瀬 正幸 君 15番 髙橋 政寿 君 16番 佐瀬日出夫 君

○その他出席者

事務局長相撲浩信君振興係長小幡裕也君主任不藤さとみ君主事大河原広君

(会長職務代理者 熊谷英二君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長職務代理者(熊谷英二君) 只今から第31回標茶町農業委員会総会を開会致します。 只今の出席委員は12名、欠席4名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、 本総会は成立致しました。

(午前10時06分開会)

◎開会の宣告

○会長職務代理者(熊谷英二君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

〇会長職務代理者(熊谷英二君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

13番・津野君

14番・笛木君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長職務代理者(熊谷英二君) 日程第2。会期決定を議題と致します。 第31回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご異議ないものと認めます。 よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長職務代理者(熊谷英二君) 日程第3。会務報告を行います。 会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第77号

○会長職務代理者(熊谷英二君) 日程第4、報告第77号、農用地利用関係調整・あっせん申出 に係るあっせん委員の指名について、内容6件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号6まで内容6件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ○会長職務代理者(熊谷英二君) ご異議ないものと認めます。 よって、番号1から番号6まで内容6件を一括議題と致します。 事務局より内容説明させます。 農地係大河原君。
- ○農地係(大河原広君) はい。 報告第77号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は、別紙のとおり6件となっております。

番号1。

あっせん申出者、

さん。

申出面積、57.7ha。

指名年月日、令和元年12月13日。

申出の種類、賃貸借。

指名あっせん委員、髙原委員、笛木委員、大泉委員。

なお、番号2から番号6まで、あっせん申出者、指名年月日、申出の種類が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2。

申出面積、14.3ha。

指名あっせん委員、髙原委員、笛木委員、大泉委員。

なお、番号3につきましては、指名あっせん委員が番号2と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号3。

申出面積、33.0ha。

番号4。

申出面積、65.5ha。

指名あっせん委員、渡邊委員、嶋中委員、熊谷委員。

番号5。

申出面積、16.8ha。

指名あっせん委員、高松委員、澁谷委員、平間委員。

なお、番号6につきましては、指名あっせん委員が番号5と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号6。

申出面積、6.9 h a。

以上です。

〇会長職務代理者(熊谷英二君) 以上をもって、番号1から番号6まで内容6件について事務局 の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号6まで内容6件について、報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第77号、内容6件は報告のとおり承認されました。

◎報告第78号

○会長職務代理者(熊谷英二君) 日程第5、報告第78号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果 について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原 広君) はい。

報告第78号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、

あっせん委員長、大泉委員。

あっせん委員、髙原委員、笛木委員、熊谷委員。

報告年月日、令和元年11月14日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告するものであります。

土地の所在、字上多和64-1。

現況地目、畑。

面積、114,853㎡外17筆、合計547,064㎡。

価格、14,600,000円。

一時貸付予定者は、 さんとなっております。

なお、番号1につきましては、あっせん委員長であります大泉委員より、ご報告をお願い致しま す。

- ○会長職務代理者(熊谷英二君) 8番・大泉君。
- ○8番(大泉義明君) 8番・大泉です。

報告第78号、番号1について報告致します。

令和元年10月30日にあっせん委員の指名があり、令和元年11月7日に髙原委員、熊谷委員、 笛木委員と私、事務局より相撲局長、大河原主事で現地調査を行い価格決定し、あっせん委員長に 互選された私より申出者に価格を提示したところ譲渡の承諾を得たので、令和元年11月14日に において第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整したところ、

■さんに決定しましたが、譲渡人より公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありました。

詳細については、事務局説明のとおりであります。

以上で報告終わります。

○会長職務代理者(熊谷英二君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第78号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第79号

〇会長職務代理者(熊谷英二君) 日程第6、報告第79号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容7件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君) はい。

報告第79号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり7件となっております。

番号1。

あっせん賃貸借申出者、

さん。

あっせん委員長、髙原委員。

あっせん委員、笛木委員、大泉委員。

報告年月日、令和元年12月17日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字弟子屈827-1。

現況地目、畑。

面積、103,453㎡外12筆、合計577,213㎡。

年間賃借料、708,760円となっております。

借受人氏名は、 さん。

賃貸借期間は、公告の日から令和6年10月30日までとなっております。

なお、番号1につきましては、あっせん委員であります髙原委員より、報告をお願い致します。

- ○会長職務代理者(熊谷英二君) 3番·髙原君。
- ○3番(髙原文男君) 3番・髙原です。

報告第79号、番号1について報告致します。

令和元年12月17日に標茶町役場大会議室においてあっせん委員会があり、あっせん委員には 笛木委員、大泉委員と私が指名され、事務局より相撲局長と大河原主事が出席し、あっせん委員長 に私が互選されました。

この農地は、 さんより、 あっせん申出があり、 北海道農業公社が買入を実施した農地であり、 5年後に公社より取得予定の さんへ賃貸するものです。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長職務代理者(熊谷英二君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、3番・髙原君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご質疑ないものと認めます。 これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1ついては報告のとおり承認されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君) はい。

番号2について説明させていただきます。

あっせん賃貸借申出者、

さん。

あっせん委員長、髙原委員。

あっせん委員、笛木委員、大泉委員。

報告年月日、令和元年12月17日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字虹別464-1。

現況地目、畑。

面積、143,931㎡。

年間賃借料、189,280円。

借受人氏名、 さん。

賃貸借期間、公告の日から令和6年10月30日までとなっております。

なお、番号2につきましては、あっせん委員であります髙原委員より、報告をお願い致します。

- ○会長職務代理者(熊谷英二君) 3番・髙原君。
- ○3番(髙原文男君) 3番・髙原です。

報告第79号、番号2について報告致します。

令和元年12月17日に標茶町役場大会議室においてあっせん委員会があり、あっせん委員には 笛木委員、大泉委員と私が指名され、事務局より相撲局長と大河原主事が出席し、あっせん委員長 に私が互選されました。

この農地は、 さんよりあっせん申出があり、北海道農業公社が買入を実施した農地であり、5年後に公社より取得予定の さんへ賃貸するものです。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長職務代理者(熊谷英二君) 以上をもって番号2について事務局の説明、並びににあっせん

にあたられました、3番・髙原君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご質疑ないものと認めます。 これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2ついては報告のとおり承認されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君) はい。

番号3について説明させていただきます。

あっせん賃貸借申出者、

さん。

あっせん委員長、大泉委員。

あっせん委員、笛木委員、髙原委員。

報告年月日、令和元年12月17日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字上多和75-1。

現況地目、畑。

面積、76,940㎡外17筆、合計330,303.60㎡。

年間賃借料、270,280円。

借受人氏名、 さん。

賃貸借期間につきましては、公告の日から令和5年12月26日までとなっております。

なお、番号3につきましては、あっせん委員であります大泉委員より、報告をお願い致します。

- ○会長職務代理者(熊谷英二君) 8番·大泉君。
- ○8番(大泉義明君) 8番・大泉です。

報告第79号、番号3について報告致します。

令和元年12月17日に役場大会議室においてあっせん委員会がありまして、あっせん委員には 笛木委員、髙原委員と私が指名され、事務局より相撲局長、大河原主事が出席し、あっせん委員長 には私が互選されました。

この農地は、平成30年度から さんが北海道農業公社より貸付を受けていた農地ですが、 解約となったため、あっせんを行った結果、 さんへ賃貸するものとなりました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長職務代理者(熊谷英二君) 以上をもって番号3について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご質疑ないものと認めます。 これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3ついては報告のとおり承認されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君) はい。

番号4について説明させていただきます。

あっせん賃貸借申出者、

さん。

あっせん委員長、渡邊委員。

あっせん委員、熊谷委員、嶋中委員。

報告年月日、令和元年12月18日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字栄50-2。

現況地目、畑。

面積、14,591㎡外6筆、合計123,612㎡。

年間賃借料、74,780円。

借受人氏名、 さん。

賃貸借期間につきましては、公告の日から令和6年10月30日までとなっております。 続いて、土地の所在、字28-1。

現況地目、畑。

面積、14,526㎡外9筆、合計168,868㎡。

年間賃借料が、138,060円。

借受人氏名、 さん。

賃貸借期間、公告の日から令和6年10月30日まで。

続きまして、土地の所在、字栄85-1。

現況地目、畑。

面積、748㎡外13筆、合計52,733㎡。

年間賃借料、58,800円となっております。

借受人氏名、 さん。

賃貸借期間につきましては、公告の日から令和6年10月30日までとなっております。

合計31筆、合計面積は345,213㎡。

なお、番号4につきましては、あっせん委員であります渡邊委員より、報告をお願い致します。

- ○会長職務代理者(熊谷英二君) 9番·渡邊君。
- ○9番 (渡邊裕義君) 9番・渡邊です。

報告第79号、番号4について報告致します。

令和元年12月18日に標茶町役場大会議室においてあっせん委員会があり、あっせん委員には

熊谷委員、嶋中委員と私が指名され、事務局より相撲局長と大河原主事が出席し、あっせん委員長 に私が互選されました。

この農地は、 さん、 さんより、あっせん申出があり、北海道農業公社が買入を 実施した農地であります。

5年後に公社より取得予定の さん、 さん、 さんへ賃貸するものであります。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長職務代理者(熊谷英二君) 以上をもって番号4について事務局の説明、並びににあっせん にあたられました、9番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号4ついては報告のとおり承認されました。

続いて番号5を議題と致します。

なお、 番・ 番・ 君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になって おりますので、除斥を求めます。

(君退席)

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君) はい。

番号5について説明させていただきます。

あっせん賃貸借申出者、

さん。

あっせん委員長、渡邊委員。

あっせん委員、熊谷委員、嶋中委員。

報告年月日、令和元年12月18日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字栄44-2。

現況地目、畑。

面積、8,007㎡外8筆、合計310,109㎡。

年間賃借料、229,580円。

借受人氏名、 さん。

賃貸借期間につきましては、公告の日から令和6年10月30日までとなっております。

なお、番号5につきましては、あっせん委員であります渡邊委員より報告をお願い致します。

- ○会長職務代理者(熊谷英二君) 9番・渡邊君。
- ○9番(渡邊裕義君) 9番・渡邊です。

報告第79号、番号5について報告致します。

令和元年12月18日に標茶町役場大会議室においてあっせん委員会があり、あっせん委員には 熊谷委員、嶋中委員と私が指名され、事務局より相撲局長と大河原主事が出席し、あっせん委員長 に私が互選されました。

この農地は、 さん、 さんよりあっせん申出があり、北海道農業公社が買入を実施した農地であります。

5年後に公社より取得予定の さんへ賃貸するものです。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長職務代理者(熊谷英二君) 以上をもって番号5について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、9番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご異議ないものと認めます。 よって、番号5ついては報告のとおり承認されました。

君復席)

続いて番号6を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君) はい。

番号6について説明致します。

あっせん賃貸借申出者、

さん。

あっせん委員長、高松委員。

あっせん委員、澁谷委員、平間委員。

報告年月日、令和元年12月16日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字クチョロ原野北23線東59-1。

現況地目、畑。

面積、13,556㎡外3筆、合計74,306㎡。

年間賃借料、65,560円。

借受人氏名、 さん。

賃貸借期間につきましては、公告の日から令和6年10月30日までとなっております。

続きまして土地の所在、字クチョロ原野北24線東61-1。

現況地目、畑。

面積、11,573㎡外2筆、合計62,001㎡。

年間賃借料、73,540円。

借受人氏名、 さん。

賃貸借期間につきましては、公告の日から令和6年10月30日までとなっております。

続きまして土地の所在、字クチョロ原野北24線東59-1。

現況地目、畑。

面積、32,373㎡。

年間賃借料、38,520円。

借受人氏名、 さん。

賃貸借期間につきましては、公告の日から令和6年10月30日までとなっております。

合計8筆、合計面積は168,680㎡。

なお、番号6につきましては、あっせん委員であります高松委員より、報告をお願い致します。

- ○会長職務代理者(熊谷英二君) 2番·高松君。
- ○2番(高松俊男君) 2番・高松です。

報告第79号、番号6について報告致します。

令和元年12月16日に標茶町役場小会議室においてあっせん委員会があり、あっせん委員には 澁谷委員、平間委員と私が指名され、事務局より大河原主事が出席し、あっせん委員長に私が互選 されました。

この農地は、 さんよりあっせん申出があり、北海道農業公社が買入を実施した農地であり、5年後に公社より取得予定の さん、 さん、 さんへ賃貸するものです。 内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長職務代理者(熊谷英二君) 以上をもって番号6について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、2番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については報告のとおり承認されました。

続いて番号7を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君) はい。

番号7。

あっせん賃貸借申出者、

さん。

あっせん委員長、高松委員。

あっせん委員、澁谷委員、平間委員。

報告年月日、令和元年12月16日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字オソツベツ110-8。

現況地目、畑。

面積、151㎡外2筆、合計69,824㎡。

年間賃借料、67,340円。

借受人氏名、

賃貸借期間、公告の日から令和3年12月27日までとなっております。

なお、番号7につきましては、あっせん委員であります高松委員より、報告をお願い致します。

- ○会長職務代理者(熊谷英二君) 2番·高松君。
- ○2番(高松俊男君) 1番・高松です。

報告第79号、番号7について報告致します。

令和元年12月16日に においてあっせん委員会があり、あっせん委員には澁谷委員、平間委員と私が指名され、事務局より大河原主事が出席し、あっせん委員長に私が互選されました。

この農地は、平成28年度から さんが、北海道農業公社より貸付を受けていた農地ですが、解約となったため、あっせんを行った結果、 さん へ賃貸することになりました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長職務代理者(熊谷英二君) 以上をもって番号7について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、2番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号7ついては報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第79号、内容7件については報告のとおり承認されました。

◎議案第156号

○会長職務代理者(熊谷英二君) 日程第7、議案第156号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容3件を議題と致します。

番号1を議題といたします。

なお、 番・ 者は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

(君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

議案第156号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知が あった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示、別紙のとおり3件であります。

番号1。

 賃貸人、
 、
 さん。

土地の表示、字上オソツベツ原野120-20。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、21,840㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日は、平成23年7月31日。

契約期間は、平成23年7月31日から令和3年7月30日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、令和元年11月8日。

土地の引渡し時期は、令和元年11月8日となっております。

なお、調査結果につきましては、澁谷委員よりご報告をお願い致します。

- ○会長職務代理者(熊谷英二君) 1番·澁谷君。
- ○1番(澁谷 洋君) 1番・澁谷です。

議案第156号、番号1について報告致します。

12月15日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人の と、賃借人の さんの土地の引渡時期は令和元年11月8日で、 賃貸借の解約が合意された年月日は令和元年11月8日と確認しております。

引渡し期限前6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長職務代理者(熊谷英二君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査に あたられたました1番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご質疑ないものと認めます。 これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご異議ないものと認めます。 よって、番号1については、原案可決されました。

君復席)

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号2について説明させていただきます。

賃貸人、

さん。

賃借人、 さん。

土地の表示、字オソツベツ110-8。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、151㎡外2筆、合計面積は69,824㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日、平成29年3月1日。

契約期間は、平成29年3月1日から令和3年12月27日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、令和元年12月17日。

土地の引渡し時期、令和元年12月17日。

なお、調査結果につきましては、高松委員よりご報告をお願い致します。

- ○会長職務代理者(熊谷英二君) 2番·高松君。
- ○2番(高松俊男君) 2番・高松です。

議案第156号、番号2について報告致します。

12月15日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

賃貸人 と、賃借人 さんの土地の引渡時期は令和元年12月17日で、賃貸借の解約が合意された年月日は令和元年12月17日と確認しております。

引渡し期限前6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長職務代理者(熊谷英二君) 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査に あたられたました2番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については、原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号3について説明させていただきます。

賃貸人、

さん。

土地の表示、字上多和75-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、76,940㎡外17筆、合計面積は330,303.60㎡。

契約年月日は、平成31年2月28日。

契約期間は、平成31年2月28日から令和5年12月26日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、令和元年12月17日。

土地の引渡し時期、令和元年12月17日。

なお、調査結果につきましては、大泉委員よりご報告をお願い致します。

- ○会長職務代理者(熊谷英二君) 8番・大泉君。
- ○8番(大泉義明君) 8番・大泉です。

議案第156号、番号3について報告致します。

12月24日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

賃貸人 と賃借人 さんの土地の引渡時期は令和元年12月17日で、賃貸借の解約が合意された年月日は令和元年12月17日と確認しております。

引渡し期限前6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長職務代理者(熊谷英二君) 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査に あたられたました8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については、原案可決されました。

以上をもって、議案第156号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第157号

○会長職務代理者(熊谷英二君) 日程第8、議案第157号、現況証明願について、内容2件を 議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

議案第157号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況

証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり2件であります。

番号1。

土地の所在、字栄37-4。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、3,480㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況は、原野。

所有者名、
さん。

申請者、
さん。

調査委員は、嶋中委員、森田委員、熊谷委員。

調査年月日は、令和元年12月11日となっております。

なお、調査結果につきましては、森田委員よりご報告をお願い致します。

- ○会長職務代理者(熊谷英二君) 7番・森田君。
- ○7番(森田享子君) 7番・森田です。

議案第157号、番号1について報告致します。

12月9日付けで調査依頼がありまして、12月11日に嶋中委員、熊谷委員と事務局より小幡係長と現地調査をしてまいりました。

配布資料の1ページから2ページをご覧下さい。

当該地の現況は、十数年耕作しておらず、原野となっており隣接農地とはっきりと区分けされて おりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。 以上で報告終わります。

○会長職務代理者(熊谷英二君) 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、現地調査に あたられました、7番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1につきましては原案可決されました。

続いて、番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号2について説明させていただきます。

土地の所在、字虹別原野431-8。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、983㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況は、宅地。

所有者名、
さん。

申請者名、
さん。

調査委員は、笛木委員、髙原委員、大泉委員。

調査年月日は、令和元年12月13日。

なお、調査結果につきましては、笛木委員よりご報告をお願い致します。

- ○会長職務代理者(熊谷英二君) 14番·笛木君。
- ○14番(笛木眞一君) 14番・笛木です。

議案第157号、番号2につきまして報告致します。

12月10日付けで調査依頼がありまして、12月13日に髙原委員、大泉委員と私、事務局より小幡係長と現地調査をしてまいりました。

配布資料の3ページから4ページをご覧下さい。

当該地の現況は、宅地となっており、隣接農地とはっきりと区分されておりました。 以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。 以上で報告終わります。

○会長職務代理者(熊谷英二君) 以上をもって番号2について事務局の説明並びに、現地調査に あたられました、14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第157号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第158号

○会長職務代理者(熊谷英二君) 日程第9、議案第158号、農業振興地域整備計画の変更について、内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君)はい。

議案第158号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に 基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

区分、除外。

地番、字オソツベツ原野北31線66番地2。

現況地目、原野。

面積、3,147㎡外1筆、合計4,584㎡。

事業計画の名称、太陽光発電設備建設事業。

事業主体、

さん。

事業開始、除外後。

事業の規模等、太陽電池パネル360枚。

土地所有者、

事業の必要性、緊急性、新たに太陽電池パネルを設置するものであります。

土地選定の理由、当該地は、地理的に送電線に容易に接続でき、日射条件もよい。

周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号1につきましては、調査委員であります平間委員より報告をお願い致します。

- ○会長職務代理者(熊谷英二君) 10番・平間君。
- ○10番(平間 清君) 10番・平間です。

議案第158号、番号1について報告致します。

12月13日に事務局より調査の依頼があり、12月16日に高松委員、澁谷委員と私、事務局より大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の5ページから10ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、 さんが太陽光施設を建設するため、農振農用地区域内から除外することを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。 調査の結果、妥当と判断し問題ないと思われます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、除外しようとする面積は記載のとおり確認して おります。

除外しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおり確認しております。

当該地は周辺に、代替地がなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断をいたしました。

以上で報告を終わります。

○会長職務代理者(熊谷英二君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査に あたられました10番・平間君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君)はい。

番号2について説明いたします。

区分、除外。

地番、字オソツベツ原野北30線65番地1。

現況地目、原野。

面積、2,153㎡。

事業計画の名称、太陽光発電設備建設事業。

事業主体、

さん。

事業開始、除外後。

事業の規模等、太陽電池パネル360枚。

土地所有者、 さん。

事業の必要性、緊急性、新たに太陽電池パネルを設置するものであります。

土地選定の理由、当該地は、地理的に送電線に容易に接続でき、日射条件もよく、周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号2につきましては、調査委員であります平間委員より報告をお願い致します。

- ○会長職務代理者(熊谷英二君) 10番・平間君。
- ○10番(平間 清君) 10番・平間です。

議案第158号、番号2について報告致します。

12月13日に事務局より調査の依頼があり、12月16日に高松委員、澁谷委員と私、事務局より大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の11ページから15ページに記載されておりますのでご覧ください。

この案件は、 さんが太陽光施設を建設するため、農振農用地区域内から除外することを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。 調査の結果、妥当と判断し問題ないものと思われます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおりと確認しています。

除外しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおりと確認しております。

当該地は、周辺に代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと 判断いたしました。

以上で報告終わります。

○会長職務代理者(熊谷英二君) 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査に あたられました10番・平間君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君)はい。

番号3について説明いたします。

区分、用途区分変更。

地番、字多和351番地4。

現況地目、畑。

面積、27,869㎡の内9,000㎡。

事業計画の名称、肥育牛舎・乾草庫施設整備事業。

事業開始、変更後。

事業の規模等、肥育牛舎3,075.20㎡、乾草庫504㎡。

土地所有者、

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第4条申請中。

土地選定の理由、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号3につきましては、調査委員であります嶋中委員より報告をお願い致します。

- ○会長職務代理者(熊谷英二君) 5番・嶋中君。
- ○5番(嶋中 勝君) 5番・嶋中。

議案第158号、番号3について報告致します。

12月13日事務局より調査の依頼があり、12月18日に渡邊委員、熊谷委員と私、事務局より相撲局長、大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料16ページから19ページに記載されておりますのでご覧ください。

この案件は、 さんが農家用施設を建設するため、農振農用地区域内の農地を 農地以外にすることを、標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたもの であります。

調査の結果、妥当と判断し問題ないと思われます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおりと確認しています。

除外しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおり確認しています。

当該地は、周辺に代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと 判断いたしました。

以上で報告終わります。

○会長職務代理者(熊谷英二君) 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査に あたられました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第158号、内容3件については原案可決されました。

◎議案第159号

○会長職務代理者(熊谷英二君) 日程第10、議案第159号、農地法第3条の規定による許可申請について内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君) はい。

議案第159号について説明いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転(設定)の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

譲渡人、さん。譲受人、さん。

土地の所在、字中チャンベツ701-2。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、2,438㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人は相手方要望、譲受人は経営規模拡大の為。

資金調達の方法及び価格、自己資金48,760円。

世帯員又は構成員、譲渡人2名、譲受人6名。

畑、採放地につきましては、譲受人が 2, 9 3 7, 4 2 8 $\rm m$ うち借入地が 1, 8 6 2, 4 2 5 $\rm m$ 。経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号1につきましては、調査委員であります類瀬委員に報告をお願いしておりましたが、欠席しておりますので、届いている調査報告をもとに事務局より報告させていただきます。

議案第159号、番号1について報告致します。

12月11日に事務局より調査依頼があり、12月16日に現地調査を行ってまいりました。許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおりと確認しました。

譲渡人の さんは、相手方要望のため農地を譲渡し、譲受人の さんは 経営規模拡大のため、今回の申請となりました。

権利を取得する、 さんの構成員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しました。

さんが申請地を譲受け後、農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認しましたので、農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

また経営面積は申請地を含め約29.3haとなりますので、下限面積要件は満たしています。 権利取得後に農作業に従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的 に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、要件を満たしておりますので、許可については問題ないと判断致します。

以上で類瀨委員の代理報告を終わります。

○会長職務代理者(熊谷英二君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査に あたられたました11番・類瀬君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君) はい。

番号2について説明させていただきます。



土地の所在、字熊牛原野17線東5-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、9,293㎡外4筆、合計56,342㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人は相手方要望、譲受人は経営規模拡大の為。

資金調達の方法及び価格、自己資金983,000円。

世帯員又は構成員、譲渡人1名、譲受人2名。

畑、採放地につきましては、譲受人2,216,582㎡。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号2につきましては、調査委員であります森田委員よりご報告をお願い致します。

- ○会長職務代理者(熊谷英二君) 7番·森田君。
- ○7番(森田享子君) 7番・森田です。

議案第159号、番号2について報告致します。

12月12日に事務局より調査依頼があり、12月15日に現地調査に行ってまいりました。 許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおりと確認しました。 譲渡人の さんは、 さんの要望により、農地を譲渡し、譲受人 さんは経営の 安定を図るため今回の申請となりました。

権利を取得する、 さんの世帯員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認し、申請地を取得後、この農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事し、周辺農地に影響なく効率的に利用されるかについても確認しました。

さんの農地取得面積は申請地を含めて合計 2 2 1 h a となりますので、下限面積要件は満たしています。

これらの調査の結果から、農地法第3条第2項各号に該当せず、要件を満たしておりますので、 許可については妥当と判断致します。

以上で報告終わります。

〇会長職務代理者(熊谷英二君) 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査に あたられたました7番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君) はい。

番号3について説明させていただきます。

譲渡人、譲受人、

さん。

2.

土地の所在、字オソツベツ197-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、12,601㎡外2筆、合計22,088㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、譲受人共に営農合理化の為。

資金調達の方法及び価格、自己資金492,092円。

世帯員又は構成員、譲渡人12名、譲受人6名。

畑、採放地につきましては、譲受人 4 , 085 , 878 ㎡ うち借入地が 3 , 947 , 778 ㎡ となっております。

経営の状況につきましては、記載のとおりとなっております。

番号3につきましては、調査委員であります大泉委員よりご報告をお願い致します。

- ○会長職務代理者(熊谷英二君) 8番・大泉君。
- ○8番(大泉義明君) 8番・大泉です。

議案第159号、番号3について報告致します。

12月13日に事務局より調査依頼があり、12月24日に現地調査を行ってまいりました。 許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり鈴木さんに確認しました。

譲渡人の さんは、相手方要望のため農地を譲渡し、譲受人の さんは 規模拡大のため、今回の申請となりました。

権利を取得する、
さんの構成員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認しました。

さんが申請地を譲受け後、農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認しましたので、農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

また経営面積は申請地を含め約408haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

権利取得後に農作業に従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、要件を満たして、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長職務代理者(熊谷英二君) 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査に あたられたました8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第159号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第160号

○会長職務代理者(熊谷英二君) 日程第11、議案第160号、農地法第4条の規定による許可申請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君) はい。

議案第160号について説明いたします。

農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による農地転用の許可申請が あった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

土地の所在、字多和351-4の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、9,000.33㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

転用目的、肥育牛舎・乾草庫・作業スペース。

転用計画内容、期間、許可日の日から永久。

肥育牛舎、3,075.20 m²。

乾草庫、504㎡。

作業スペース、5,421.13㎡。

調査委員は、渡邊委員、熊谷委員、嶋中委員。

なお、番号1につきましては調査委員であります嶋中委員よりご報告をお願い致します。

- ○会長職務代理者(熊谷英二君) 5番・嶋中君。
- ○5番(嶋中 勝君) 5番・嶋中。

議案第160号、番号1について報告致します。

12月13日に事務局より調査の依頼があり、12月18日に渡邊委員、熊谷委員と私、事務局より相撲局長、大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は、参考資料の16ページから19ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、 で営農する さんで、農業用施設の建設をするため農地の永久 転用を申請するものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は、記載のとおり確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内にある農地と判断致します。

転用しようとする内容及び転用目的、転用計画については、記載のとおり確認しています。

実行性、信用力については、転用にかかる行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥 当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を続けるうえで必要なものであることから、この転用については問題ないと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長職務代理者(熊谷英二君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査に あたられました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご異議ないものと認めます。 以上をもって、議案第160号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第161号

○会長職務代理者(熊谷英二君) 日程第12、議案第161号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君) はい。

議案第161号について説明致します。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地等転用のための権利移転(設定)の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

土地の所在、字虹別原野59線104-4の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、3,076㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借。

転用目的、畜舎の増築、作業スペースの確保。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

酪農舎増築、443.46 m²。

作業スペース、2,632.54㎡。

調査委員、笛木委員、髙原委員、大泉委員。

なお、番号1につきましては、調査委員であります笛木委員より報告をお願い致します。

- ○会長職務代理者(熊谷英二君) 14番·笛木君。
- ○14番(笛木眞一君) 14番・笛木です。

議案第161号、番号1について報告いたします。

12月12日に事務局より調査の依頼があり、12月13日に髙原委員、大泉委員と私、事務局より小幡係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の20ページから27ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、 で営農している さんで、貸主の さんの土地に農用施設の増築を目的とした永久転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しております。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しております。 実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当 な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を続ける上で必要な施設の建設であることから、この転用については問題ないものと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長職務代理者(熊谷英二君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査に あたられました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第161号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第162号

○会長職務代理者(熊谷英二君) 日程第13、議案第162号、農用地の買入協議に係る要請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係大河原君。

○農地係(大河原広君) はい。

議案第162号について説明いたします。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、 所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人 北海道農業公社に よる買入が特に必要と認められるので、同法第16条第1項の規定に基づき、標茶町長に買入協議 の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

利用調整申出者、
、
、
さん

申出を受けた年月日、令和元年10月7日。

土地の所在、字上多和64-1。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、114,853㎡外17筆、合計547,064㎡となっております。

なお、番号1について、あっせん案件のため改めての現地調査は行っておりません。 以上で報告終わります。

○会長職務代理者(熊谷英二君) 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。 これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご異議ないものと認めます。 以上をもって、議案第162号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第163号

○会長職務代理者(熊谷英二君) 日程第14、議案第163号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容12件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

なお、 番・ 者は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

(君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

議案第163号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり12件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字栄44-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、8,007㎡外8筆、合計面積は310,109㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和元年12月27日から令和6年10月30日まで。

土地の引渡時期、令和元年12月27日。

金額は、年間229,580円。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号1については、あっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。 以上です。

○会長職務代理者(熊谷英二君) 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。 これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご質疑ないものと認めます。 これより本件については採決致します。 原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご異議ないものと認めます。 よって、番号1については原案可決されました。

君復席)

お諮り致します。

番号2から番号11まで内容10件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご異議ないものと認めます。 よって、番号2から番号11まで内容10件を、一括議題と致します。 事務局より内容説明させます。 振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字栄50-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、14,591㎡外6筆、合計面積は123,612㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和元年12月27日から令和6年10月30日まで。

土地の引渡時期は、令和元年12月27日。

金額は、年間74,780円。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号3から番号11まで、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律 関係、土地の引渡時期、支払方法が番号2と同じですので、説明を省略させていただきます。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、

土地の所在、字栄85-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、748㎡外13筆、合計面積は52,733㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

利用権の期間は、令和元年12月27日から令和6年10月30日まで。

金額は、年間58,800円。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、

土地の所在、字栄28-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、14,526㎡外9筆、合計面積は168,868㎡。 利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

利用権の期間は、令和元年12月27日から令和6年10月30日まで。

金額は、年間138,060円。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、

、 さん。

土地の所在、字クチョロ原野北23線東59-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、13,556㎡外3筆、合計面積は74,306㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

利用権の期間は、令和元年12月27日から令和6年10月30日まで。

金額は、年間65,560円。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、

さん

土地の所在、字クチョロ原野北24線東59-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、32,373㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

利用権の期間は、令和元年12月27日から令和6年10月30日まで。

金額は、年間38,520円。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、

さん

土地の所在、字クチョロ原野北24線東61-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、11,573㎡外2筆、合計面積62,001㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

利用権の期間は、令和元年12月27日から令和6年10月30日まで。

金額は、年間73,540円。

番号8。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

土地の所在、字弟子屈827-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、103,453㎡外12筆、合計面積577,213㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

利用権の期間は、令和元年12月27日から令和6年10月30日まで。

金額は、年間708,760円。

番号9。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

土地の所在、字虹別464-1。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積は、143,931㎡。

利用権設定等の内容、普通畑。

利用権の期間は、令和元年12月27日から令和6年10月30日まで。

金額は、年間189,280円。

番号10。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

土地の所在、字オソツベツ110-8。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、151㎡外2筆、合計面積は69,824㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

利用権の期間は、令和元年12月27日から令和3年12月27日まで。

金額は、年間67,340円。

番号11。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

土地の所在、字上多和75-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、76,940㎡外17筆、合計面積は330,303.60㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

利用権の期間は、令和元年12月27日から令和5年12月26日まで。

金額は、年間270、280円となっております。

なお、番号2から番号11まで、あっせん案件でありますので改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長職務代理者(熊谷英二君) 以上をもって番号2から番号11まで内容10件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号11まで内容10件については原案可決されました。

続いて番号12を議題と致します。

なお、 番・ 番・ 君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になって おりますので、除斥を求めます。

(君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君)はい。

番号12。

利用権の設定等を受ける者、

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野120-20。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、21,840㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和元年12月27日から令和11年12月26日まで。

土地の引渡時期、令和元年12月27日。

金額は、年間4,368円。

支払方法は、毎年5月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、調査結果につきましては、澁谷委員より報告をお願い致します。

- ○会長職務代理者(熊谷英二君) 1番・澁谷君。
- ○1番(澁谷 洋君) 1番・澁谷です。

議案第163号、番号12について報告致します。

12月10日付けで事務局より調査依頼がありまして、12月15日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主のことなるは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、 常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長職務代理者(熊谷英二君) 以上をもって番号12について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました1番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号12については原案可決されました。

君復席)

さん。

以上をもって、議案第163号、内容12件は原案可決されました。

◎議案第164号

○会長職務代理者(熊谷英二君) 日程第15、議案第164号、農地利用最適化推進委員の委嘱 についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

議案第164号について説明させていただきます。

農地利用最適化推進委員の委嘱について、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、標茶町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱の有無について、下記のとおり議決を求めるものであります。

農地利用最適化推進委員は、農業委員会等に関する法律第17条第1項ただし書きの規定に基づき委嘱しないことと致します。

これはですね、平成28年の農業委員会制度の改正により、農業委員会法17条で農業委員会は 農業委員に代わって、現場での利用調整を行う、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならな い、と規定されたところでございます。

ただし、農業委員会の設置義務のない、農地面積が著しく少ない市町村や、政令で定める基準に 該当する農業委員会については、推進委員を委嘱しないとこができることとされております。

この度ですね、新たな任期を迎えるにあたり、改めて政令で定める基準に該当するかどうか、確認した上で、推進委員を委嘱するか否かを農業委員会として決定しなければならないため、総会の議決を求めるものでございます。

なお、政令で定める推進委員を委嘱しないことができる要件として、市町村の遊休農地が1%以下、また認定農業者への担い手の農地集積率が70%以上の場合と規定されております。

本町の遊休農地率については、平成31年3月現在で0.03%となっており、担い手の農地集積率についても、平成31年3月現在で80.9%と、いずれも推進委員を委嘱しないことのできる基準を満たしてございます。

以上のことからですね、当農業委員会において次回の任期においても、農地利用最適化推進委員 を設置しないことで進めていきたいと考えておりますので、ご審議いただきたいと存じます。 説明は以上でございます。

○会長職務代理者(熊谷英二君) 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長職務代理者(熊谷英二君) ご異議ないものと認めます。 以上をもって、議案第164号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長職務代理者(熊谷英二君) これをもちまして、第31回標茶町農業委員会総会に付議され

ました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長職務代理者(熊谷英二君) 第31回標茶町農業委員会総会を閉会致します。 御苦労さまでした。

(午前11時40分閉会)